

広島県告示第九百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年十二月九日までの間、縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

戸崎下組線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
尾道市浦崎町字谷乙四四八八番一地从先から 尾道市浦崎町字谷乙四四八八番一地先まで	旧	二・七〇 三・八〇	四八・〇〇		
	新	七・八〇 八・三〇	四八・〇〇	拡幅	